

Title	ナチス・ドイツの雇用創出政策(下)：一九三三-一九三五年
Sub Title	Die nationalsozialistische Arbeitsbeschaffungspolitik (II) (1933-1935)
Author	原, 信芳(Hara, Nobuyoshi)
Publisher	三田史学会
Publication year	1987
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.57, No.2 (1987. 9) ,p.109(277)- 131(299)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19870900-0109">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19870900-0109</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# ナチス・ドイツの雇用創出政策

(一九三三—一九三五年)

(下)

原 信 芳

- I 序
- II 支出実績と資金調達方法
- III 労働力需要増加策
- IV 労働力供給削減策 (以上前号)
- V 雇用創出効果
- VI 再軍備費流用問題
- VII 結語・雇用創出期の特定?

## V 雇用創出効果

表17は失業者の減少を各月毎に追ったものであるが、これによると一九三三年一年間に約二〇〇万人の失業者が何らかの形で就業したことになる。また、対前年同月比で、一九三三年夏から秋にかけて失業減少率は二〇—二五パーセントに達した<sup>(1)</sup>。失業保険庁の給付で支えられている不完全就業者 (Kurzarbeiter) も、一九三二年<sup>(2)</sup> 二六〇一六七人、一九三三年<sup>(2)</sup> 一五二一六四人、一九三四年<sup>(2)</sup> 六三九五一人と減少した。ただし、失業者の減少

ナチス・ドイツの雇用創出政策 (下)

表(17) 失業者の減少 (1,000)

各月末	1932	1933	1934	1935
1月	6,042	6,014	3,773	2,974
2月	6,128	6,001	3,373	2,764
3月	6,034	5,599	2,798	2,402
4月	5,739	5,331	2,609	2,233
5月	5,583	5,039	2,529	2,019
6月	5,476	4,857	2,481	1,877
7月	5,392	4,464	2,426	1,754
8月	5,224	4,124	2,398	1,706
9月	5,103	3,849	2,282	1,714
10月	5,109	3,745	2,268	1,829
11月	5,355	3,715	2,353	1,984
12月	5,773	4,059	2,605	2,508
年平均	5,575	4,804	2,718	2,151

Stat. Jb. f. d. dt. R., 1938, S. 371.

の程度には地域差がある。表18、19はラント労働局区別に、有職者の増加と失業者の減少を示したものであるが、労働省のいう農業地域たる東プロイセン、ポメルン、中部ドイツ、シュレジエン、ニーダーザクセンはい

表(18) ラント労働局区別有職者の増加

ラント労働局区	1933年9月30日 の有職者数	有職者の増加	
		対1932年9月30日比 %	対1933年1月31日比 %
東プロイセン	499,718	+ 67,040(+15.5)	+134,304(+36.8)
シュレジエン	975,070	+ 61,822(+ 6.8)	+207,091(+27.0)
ブランデンブルク	1,863,324	+137,710(+ 8.0)	+300,903(+19.3)
ポメルン	441,565	+ 35,303(+ 8.7)	+102,530(+30.2)
ノルトマルク	874,457	+ 41,801(+ 5.0)	+120,565(+16.0)
ニーダーザクセン	904,660	+ 92,457(+11.4)	+181,329(+25.1)
ヴェストファーレン	1,096,258	+ 98,115(+ 9.8)	+155,679(+16.6)
ラインラント	1,505,305	+112,794(+ 8.1)	+192,980(+14.7)
ヘッセン	711,623	+ 47,608(+ 7.2)	+126,552(+21.6)
中部ドイツ	1,207,209	+ 94,967(+ 8.5)	+255,731(+26.9)
ザクセン	1,324,676	+106,238(+ 8.7)	+227,976(+20.8)
バイエルン (ファルツを含む)	1,407,960	+106,382(+ 8.2)	+262,490(+22.9)
西南ドイツ	1,110,226	+ 85,463(+ 8.3)	+166,710(+17.7)
全ライヒ	13,922,051	+1,087,700(+ 8.5)	+2,434,840(+21.2)

„Der Stand der deutschen Arbeitsschlacht“, in: BA, Koblenz R 43 II/537.

表(19) ラント労働局区別失業者の減少

ラント労働局区	1933年10月15日 の失業者数	失業者の減少	
		対1932年10月15日比 %	対1933年2月28日比 %
東プロイセン	3,497	- 72,035(-95.4)	-127,576(-97.3)
シュレジエン	269,218	- 85,897(-24.2)	-216,593(-44.6)
ブランデンブルク	612,418	-138,339(-18.4)	-270,704(-30.7)
ポメルン	42,861	- 47,822(-52.7)	- 99,472(-69.9)
ノルトマルク	288,382	- 53,051(-15.5)	- 98,900(-25.5)
ニーダーザクセン	200,913	- 98,113(-32.8)	-156,863(-43.8)
ヴェストファーレン	299,782	-163,891(-35.3)	-183,713(-38.0)
ラインラント	574,657	-126,028(-18.0)	-165,399(-22.3)
ヘッセン	232,710	- 68,187(-22.7)	- 98,642(-29.8)
中部ドイツ	286,778	-152,535(-34.7)	-222,737(-43.7)
ザクセン	481,518	-168,110(-25.9)	-236,601(-32.9)
バイエルン (ファルツを含む)	338,099	- 81,832(-19.5)	-175,315(-34.1)
西南ドイツ	220,086	- 43,726(-16.6)	- 97,524(-30.7)
全ライヒ	3,850,919	-1,299,566(-25.2)	-2,150,039(-35.8)

„Der Stand der deutschen Arbeitsschlacht,“ in: BA, Koblenz R 43 II/537.

ずれもライヒ平均を上回り、とりわけ、東プロイセンとポメルンが極立っている。即ち、一九三三年九月三〇日現在の有職者の増加では、対同年一月三一日比ライヒ平均二一・二パーセントに対して、東プロイセン三六・八パーセント、ポメルン三〇・二パーセント、一九三三年一〇月一五日現在の失業者の減少では、対同年二月二八日比ライヒ平均三五・八パーセントに対して、東プロイセン九七・三パーセント、ポメルン六九・九パーセントに及んだ。

概して、工業地域の方が有職者の増加、失業者の減少のスピードが鈍く、同一地域内でも農村部の方が失業者の減少速度は早い(表20)。これらのことは、一九三三年には失業者の減少が工業雇用の増加を大きく上回った事実(表30)に対応していると言えよう。ともかく、有職者数がマイナス、失業者数がプラスになった地域は見当たらない。ただし、ナチス・ドイツの雇用創出計画の地域性、地方的特色は、なお未研究の分野に属する。<sup>(4)</sup>一方、男女別失業減少率をみると、一九三三年一〇月一五日現在、対前年同月比で男子二五・八パーセント、女子二二・九パーセント、対同年二月二八日比で男子三七・一パーセント、女子三〇・五パーセントであり、ともに

男子失業者の減少率が女子のそれを浚<sup>(5)</sup>いだ。これは前章で述べたナチスの女子労働力政策と関連していると思われる。とはいえ、結婚した女性は離職しても失業者として記録されるわけではなく、また女子家事手伝い雇用の促進策もあり、失業減少率で女子は男子を下回ったものの、それ程の大差はつかなかったのである。

さて、一九三三年一〇月、労働大臣は「ドイツにおける雇用戦争の状況」なる一報告書の中で、一〇月初めをもって失業減少政策の第一段階が終了したこと、第二段階は冬期における失業増加への対策であることを言明し、「これまで毎年冬期に発生している労働市場の季節的悪化を、今年ではできる限り低く抑えることが、ライヒ政府の確固とした意志である。」<sup>(6)</sup>と述べた。そして、実際に一九三三／三四年の冬には、冬期失業者の増加(一〇月末から冬期最高記録月)を前年の三五パーセント、前々年の二一パーセントに抑え込んだのである(表21)。この成功はいかにして可能となったのであろうか。

表22から明らかかなように、失業者を緊急事業、労働奉仕などに就業させる追加雇用は、一九三三年の冬期(一九三三年十一月―翌年一月)に月平均七九三〇〇〇人を数えた。これは前年冬期(一九三二年十一月―翌年一

表(20) 同一地域内都市部と農村部の失業者比較 (住民 1,000 人につき)

	都市部			農村部		
	1933 3月	1934 7月	減少率%	1933 3月	1934 7月	減少率%
東プロイセン	98.4	12.5	87.2	46.4	2.6	94.3
ポメルン	116.0	42.0	63.5	50.9	8.0	84.2
ザクセン	146.2	86.3	40.7	120.8	47.7	60.3
ラインラント	121.3	66.4	46.1	65.2	34.1	46.3
西南ドイツ	99.1	40.0	59.2	46.3	18.1	60.8
計	128.1	67.7	47.2	67.7	23.9	64.5

Stelzner, J., *Arbeitsb. schaffung und Wiederaufrüstung 1933-1936*, Tübingen 1976, S. 151.

表(21) 冬期失業者の増加 (1,000)

1925/26	1,633	1929/30	1,809	1932/33	904
1926/27	549	1930/31	1,720	1933/34	314
1927/28	1,004	1931/32	1,505	1934/35	706
1928/29	1,886				

V. z. *Konj.*, Jg. 10 B (1935), S. 8.

表(22) 雇用の増加 (1,000)

	正常雇用			追加雇用*		
	1932	1933	1934	1932	1933	1934
1 月	12,080	11,470	12,970	70	260	830
2 月	11,920	11,490	13,330	80	290	920
3 月	11,950	12,100	13,920	100	360	1,050
4 月	12,500	12,570	14,570	140	440	1,050
5 月	12,700	13,010	14,910	160	480	930
6 月	12,730	13,100	15,010	180	530	800
7 月	12,700	13,160	15,090	230	610	730
8 月	12,700	13,390	15,150	270	660	700
9 月	12,740	13,530	15,260	370	690	640
10 月	12,830	13,590	15,300	410	750	600
11 月	12,620	13,470	15,140	440	840	630
12 月	11,930	12,860	14,540	360	710	610

\* 農村補助労働者, 緊急事業労働者, 労働奉仕志願者, 扶助労働者.  
V. z. *Konj.*, Jg. 10 B (1935), S. 9.

表(2) 職業別失業者の減少

ナチス・ドイツの雇用創出政策(下)

	失業者の減少		
	1933年9月30日 の失業者数	対1932年9月30日比	対1933年最高水準比
A. 季節変動を受			
けやすい職業	%	%	%
農 林 業	92,728( 2.4)	- 49,794(-34.9)	-229,321(-71.2)
石 材	93,609( 2.4)	- 72,512(-43.7)	-118,674(-55.9)
建 設	254,981( 6.6)	-152,858(-37.5)	-350,943(-57.9)
非熟練労働者	867,965(22.5)	-172,621(-16.6)	-432,577(-33.3)
B. 他の職業			
鉄, 金属生産	621,882(16.2)	-263,541(-29.8)	-302,157(-32.7)
紡 糸	125,164( 3.3)	- 86,021(-40.7)	- 68,170(-35.3)
木 材	175,403( 4.6)	- 86,509(-33.0)	-124,239(-41.5)
食 品	108,169( 2.8)	- 35,043(-24.5)	- 47,937(-30.7)
衣 料	150,457( 3.9)	- 57,259(-27.6)	- 82,737(-35.5)
家事手伝い	163,369( 4.2)	- 47,075(-22.4)	- 66,440(-28.9)
そ の 他	699,684(18.2)	-215,443(-23.5)	-236,158(-25.2)
公 務 員	495,811(12.9)	- 14,852(- 2.9)	- 92,383(-15.7)
	3,849,222( 100)	-1,253,528(-24.6)	-2,151,736(-35.9)

„Der Stand der deutschen Arbeitsschlacht“, in: BA, Koblenz, R 43 II/537.

表(24) 産業別工業雇用増加率 (1933年2月—1934年2月)

建 設	276.5	非鉄金属製品	17.0
建 設 資 材	90.6	精密機械, 光学	14.9
自 動 車	74.2	織 維	13.2
木 材 加 工	52.7	食 物	9.6
機 械 製 造	34.3	飲 料	6.5
電 気	34.1	鋁 業	5.5
非鉄金属精錬, 圧延	33.8	皮 革 生 産	4.7
家 具 製 造	31.3	紙 加 工	4.3
皮 革 加 工	28.0		
鉄 鋼 製 品	24.7	生 産 財 工 業	39.3
鉄 生 産	24.6	消 費 財 工 業	16.7
衣 料	20.8	全 工 業	27.5

V. z. Konj., Jg. 9 A (1934), S. 34.

一一三 (二八一)

月)の月平均追加雇用三五三〇〇〇人の二倍以上にのぼる。さらに、既述したように国鉄は一九三三/三四年の冬期に三〇〇〇万マルクの資金をもって従来ならば冬期の天候悪化で失職したであろう建設労働者六二〇〇〇人を短時間労働者(Zeitarbeiter)として雇い入れた。<sup>7)</sup>また、一九三三年一月二月からはアオートバーンの建設が始まり、同月四〇〇〇〇人が雇用された(表32)。一方、職業別失業者の減少をみると、一九三三年においては季節変動を受けやすい職業(表23A)が、季節変動を受けにくい職業(表23B)よりも減少率が高かった。例えば、ナチスがその振興に力を入れた建設業は、一九三三年九月三日現在、前年の同月比で減少率三七・五パーセント、これは職業平均失業減少率二四・六パーセントの一・五倍である。この比率は石材では一・八倍になる(表23)。産業別工業雇用増加率(一九三三年二月—一九三四年二月)でも建設業は、他を大きく引き離していた(表24)。ナチス政府は冬期失業者の出やすい就業分野に配慮をしつつ、一〇月以降、追加雇用の増大を策したと思われる。これらが一九三三年冬期における正常雇用と工業雇用の停滞(表22、25)を補って、ヒトラー政府は失業問題の正念場である政権一年目の冬を乗り切ったのである。職

種による失業者の減少、雇用の増加に程度のバラつきはみられるが、失業者が増加した、もしくは雇用を喪失した職業はなかった(表23、24)。

それでは、一九三三年にドイツでは、このような目覚ましい失業者の減少に見合う程景気が回復していたのであろうか。表26をみると、一九三二—一九三四年にかけて投資は徐々に回復しているものの、民間工業純投資は依然としてマイナスを記録している。言うまでもなく、粗投資と置換投資が等しければ純投資はゼロになるのであるから、一九三三、三四年においては、ドイツ産業は不況から立ち直りつつあったとはいえ、恐慌時の資本財減耗分を補填するのに手一杯で、新たな利潤を求めて新規設備投資を行なう余裕はなかったと思われる。<sup>8)</sup>一九三二—一九三三年にかけては、国民所得も停滞気味であり、さらに資産所得、企業家所得、実質賃金指数も伸び悩んでいる(表26、27、28)。そして、工業はその就業能力の半分しか労働者を雇用していない(表29)。要するに、ナチス政府の一九三三年における雇用創出実績、ヨリ正確には失業者減少実績は、同年の経済回復の程度を大きく越えるものであったと言えよう。一九三三年のドイツ経済は回復に向ってはいしたが、それは年間二〇〇万人もの

表(25) 工業雇用の増加 (1,000)

	1932	1933	1934	1935
1 月	3,688	3,573	4,419	5,222
2 月	3,653	3,573	4,577	5,253
3 月	3,653	3,733	4,859	5,452
4 月	3,697	3,883	5,115	5,660
5 月	3,715	4,034	5,248	5,805
6 月	3,706	4,123	5,334	5,886
7 月	3,671	4,204	5,359	5,946
8 月	3,662	4,293	5,423	5,979
9 月	3,706	4,418	5,540	5,992
10 月	3,804	4,530	5,593	5,977
11 月	3,839	4,585	5,605	5,936
12 月	3,733	4,410	5,499	5,741
年平均	3,711	4,113	5,214	5,737

Stat. Hb. v. Dt., S. 480.

表(26) 国民所得と資本形成 (10億マルク)

	1928	1932	1933	1934	1935
国民所得	75.4	45.2	46.6	52.7	57.9
総投資(粗)	13.7	4.2	5.1	8.3	11.2
総投資(純)	7.3	-1.6	-0.75	2.4	5.6
公共投資(粗)	4.6	1.7	2.2	4.1	6.5
公共投資(純)	2.3	0.3	0.6	2.2	
民間工業投資(粗)	2.6	0.44	0.55	1.07	1.66
民間工業投資(純)	1.1	-0.9	-0.7	-0.2	

  

	1932—33	1933—34	1934—35
総投資(粗)の増加	0.9	3.2	2.9
国民所得の増加	1.4	6.1	5.2

Balough, T., "The National Economy of Germany", in: *EJ*, Vol. 98 (1938), p. 466.

表(27) 資産所得と企業家所得 (100万マルク)

	全 体	農 林 業	国民所得に占める割合(%)	商 工 業 そ の 他	国民所得に占める割合(%)
1929	21,608	5,487	7.8	12,857	18.1
1932	12,973	3,695	9.0	6,980	17.0
1933	13,628	3,865	9.1	7,360	17.3
1934	15,782	4,975	10.2	8,238	16.8
1935	17,954	5,750	10.4	9,560	17.2

Barkei, A., *Das Wirtschaftssystem des Nationalsozialismus*, Köln 1977, S. 185.

表(28) 実質賃金指数 (1929=100)

	時 間 給	週 給	国民所得に占める賃金の割合(%)
1929	100	100	56.6
1932	75	85	57.0
1933	73	88	56.0
1934	74	92	55.5
1935	76	93	54.6

Petzina, *Die deutsche Wirtschaft in der Zwischenkriegszeit*, Wiesbaden 1977, S. 122.

表(29) 工業における雇用労働者と職員の労働収容力に対する割合(%)

年 月	労働者	職 員
1932 7	41.4	60.1
8	41.3	59.8
9	41.8	59.6
10	42.9	59.0
11	43.3	59.0
12	42.1	58.9
1933 1	40.3	58.1
2	40.3	58.0
3	42.1	58.5
4	43.8	59.1
5	45.5	59.6
6	46.5	60.3
7	47.3	60.6
8	48.3	61.3
9	49.7	61.8
10	50.7	62.2
11	51.2	62.8
12	49.7	63.2

*Stat. Jb. f. d. dt. R.*, 1935, S. 312.

表(30) 工業雇用増加と失業者減少 (1月—12月) (1,000)

	工業雇用 増 加	失 業 者 減 少	工雇増: 失業減
1933	837	1,955	1:2.3
1934	1,080	1,168	1:1.1
1935	519	466	1:0.9
1936	838	1,041	1:1.2
1937	622	858	1:1.4
1938	987	596	1:0.6

*Stat. Jb. f. d. dt. R.*, 1939/40, S. 389.; *Stat. Hb. v. Dt.*, S. 480. より作成.

表(31) 諸産業の回復

ナチス・ドイツの雇用創出政策 (下)

	自動車産業					
	被用者(人)	資材消費 (100万マルク)	(タイヤ)	自家用車(台)	商業用車(台)	トラクター(台)
1928	83,751	624.4	(53.7)	108,029		
1929	80,037	539.5	(43.8)	96,161	31,577	5,928
1932	34,392	140.3	(7.7)	43,430	8,234	1,593
1933	51,036	203.2	(11.0)	92,160	13,261	3,168
1934	80,858	386.4	(27.0)	147,330	27,325	4,968
1935	100,937	625.4	(48.0)	205,092	41,528	8,494

自動車販売 (100万マルク)			鉄生産 (1,000トン)		
	自家用車	商業用車		銑鉄	粗鋼
1928			1928	11,760	14,368
1929	401.1	209.9	1929	13,239	16,246
1932	132.5	41.7	1932	3,932	5,764
1933	250.2	72.3	1933	5,247	7,612
1934	382.2	174.9	1934	8,717	11,916
1935	536.2	273.6	1935	12,846	16,446

	石炭産出(1,000トン)	褐炭産出(1,000トン)	セメント生産(1,000トン)
1928	150,871	165,185	1928 7,576
1929	163,441	174,655	1929 7,039
1932	104,731	122,532	1932 2,795
1933	109,905	126,483	1933 3,820
1934	124,891	136,937	1934 6,470
1935	140,013	147,005	1935 8,807
1936	158,407	161,382	

Stat. Hb. v. Dt., S.279, 280, 288, 301.

Stat. Jb. f. d. dt. R., 1938, S.183.

雇用を創り出すような力強い回復ではなかった。ナチス政権一年目の急速な失業者の減少は、緊急事業、労働奉仕、農村補助労働、郊外小規模植民、女子労働力の家庭への移動などの経済外雇用創出<sup>11)</sup>工業生産外労働力吸収、並びにライヒ公共事業における労働集約性の重視などに負うところが大きであった。表30に示されるような一九三三年の工業雇用増加と失業者減少との比率の不均衡も、ここに原因があるかと思われる。「国民社会主義の雇用戦争は、スコップをもって戦い抜かれた。」との指摘は、あながち過言とはされないであろう。

これに対し、ナチスの雇用創出政策が早期に生産の回復、拡大に結びついた好例が自動車産業である。先に触れたようにナチス政府は政権掌握直後から、自動車税免除や道路整備によって同産業に梃子入を行なってきた<sup>10)</sup>が、ヒトラー自身、一九三三年五月二九日の工業界、金融界代表との会談で自動車道路網の拡充を約束した。表31が示すように、一九三二—一九三三年にかけて、自動車産業は生産台数、販売額ともにほぼ倍増させた。自家用車の生産については、一九三三—一九三四年には恐慌前水準を突破した。鉄、石炭産業に比して、自動車産業の回復のテンポは一—二年早く、雇用拡大率（一九三三

—一九三四年）においても、同産業は全工業平均の二・七倍を記録している（表24）。自動車産業は関連産業の裾野が広いから、同産業が早期に生産を回復したことによる波及効果も小さくはなかったであろう。

自動車道路の建設に関しては、一九三三年一二月から着工されたアオートバインの建設がとりわけ重要である。表32から明らかのように、道路建設の伸捗に伴って雇用も増加し、一九三五年中頃には一〇万人を越えた。アオートバインを始めとする道路建設が直接的に生産を刺激した一例がセメント産業で、その生産量は一九三二—一九三四年の間に二・三倍となり、とくにアオートバイン着工とともに一九三三—一九三四年にかけて一層上昇する（表31）。このように、アオートバインはナチスの雇用創出政策上重要な位置を占めているが、一九三四年三月現在、アオートバイン建設に従事する労働者四六〇〇〇人中七〇〇〇—一〇〇〇〇人が小額の手当、昼食代、宿泊施設、交通費の供与を受けるだけで賃金らしい賃金は支給されていなかったこと<sup>11)</sup>、つまり緊急事業労働者と大差のない待遇であったことも付記しておくべきであろう。

以上述べたように、ナチスの雇用創出政策は、これを景気政策、経済政策の概念で捉えるならば、どれだけの

表(2) アオトバーン建設と雇用

		建設中の道路(Km)	被用者(1,000)	支出(100万マルク)*	
ナチス・ドイツの雇用創出政策(下)	1933	12月	60	4.0	
	1934	3月		46.0	5.0
		6月		38.6	41.6
		7月	750	49.3	57.3
		8月	830	61.4	77.3
		9月	990	71.5	102.3
		10月	1,105	81.3	130.3
		11月	1,171	88.0	157.6
		12月	1,191	84.6	201.9
	1935	1月	1,240	39.7	232.4
		2月	1,290	51.8	249.6
		3月	1,333	77.0	275.1
4月		1,475	96.7	306.6	
	5月	1,528	112.2	350.1	
	6月	1,553	117.1	396.0	

\* アオトバーンへの投資はアオトバーン公社のみが行なったのではない。従って、表(1)のアオトバーン公社の支出と必ずしも一致しない。  
 V. z. Konj., Jg. 10 B (1935), S. 81.; Schiller, a. a. O., S. 168.; Stelzner, a. a. O., S. 95.

表(3) 個人住宅の職業別建築施主  
(1932年11月—1934年10月)

職員	層	7.2%
公務員		15.7%
女性労働者	性労働者	9.6%
手工業者	業者	31.1%
個人営業	業者	22.4%
その他	他	9.7%
		4.3%

表(4) 自治体規模別個人住宅建築  
(1932年11月—1934年10月)

自治体の大きさ(住民数)	建築数の割合(%)
2,000	38.3
2,001~ 5,000	13.25
5,001~ 20,000	16.05
20,001~100,000	12.5
100,000以上	19.9

Wolffsohn, *Industrie und Handwerk im Konflikt mit staatlicher Wirtschaftspolitik?*, S. 131.

経済的有効性Ⅱ景気浮揚効果を有したのか疑問である。  
 一九三三年に就業の機会を得た二〇〇万人の失業者のうち、再び生産過程に吸収されたものは、七割をやや越える程度に止ったと思われる。しかし、これをヨリ広く社会政策、就中労働者、中間層政策の間に位置づけるならば、ナチス雇用創出政策は小さからざる意義をもつ。つまり、ナチス政府の雇用創出政策は、失業者を素早く、何らかの形で就業させることに成功し、成立したばかりの政権の安定、強化に貢献したと考えられる。ナチス雇用創出計画が、労働者、中間層に対する社会政策的意味づけによって規定されるのではないが、確かに彼らに対する配慮は忘れられていないのであって、その結果、例えば、一九三二年一月—一九三四年一〇月までの個人住宅建築施主は、スモール・タウンの労働者、下級中間層が過半数を占めたのである(表33、34)。

各月末	%
1	- 0.5
2	- 2.1
3	- 7.2
4	- 7.1
5	- 9.7
6	-11.3
7	-17.2
8	-21.0
9	-24.6
10(月中)	-25.2

註

- (1) „Der Stand der deutschen Arbeitsschlacht“, in: BA, Koblenz, R 43 II/537.
- (2) *Stat. Jb. f. d. dt. R.*, 1933, S. 296.; A. a. O., 1934, S. 299.; A. a. O., 1935, S. 308.
- (3) „Der Stand der deutschen Arbeitsschlacht“, in: BA, Koblenz, R 43 II/537.
- (4) 因に、一九三三年総選挙におけるナチスの得票率の高い地域と低い地域の代表を左に記しておく。

ナチス党得票率(1933年総選挙)

選 区	%
東プロイセン	56.5
ポメルン	56.3
ベルリン	31.3
ヴェストファーレン	34.3
ライン州	34.1

Petzina, u. a. (hrsg.),  
*Sozialgeschichtliches Arbeitsbuch III*, S. 175.

- (5) „Der Stand der deutschen Arbeitsschlacht“, in: BA, Koblenz, R 43 II/537.
- (6) Ebenda
- (7) „Arbeitsbeschaffungsmaßnahmen“, in: BA, Koblenz, R 2/13716.
- (8) 塚本健『ナチス経済』東大出版会、一九六四年、二四—二四二頁。

(9) Wolfssohn, *Industrie und Handwerk*, S. 51.

(10) Overy, R. J., "Cars, Roads and Economic Recovery in Germany 1932-8," in: *FHR*, Vol. 28, No. 3 (1975), p. 474.

(11) Stelzner, a. a. O., S. 91.

## VI 再軍備費流用問題

緊急計画中のライヒ使用分が、再軍備へ流用されたことは既に定説化されている。<sup>(1)</sup>一九三三年二月九日の雇用創出委員会で、蔵相クロジクは雇用創出ライヒ特命委員ゲーレケ、労相ゼルテ (Selde, F.)、国防相ブロンベルク (Blomberg, W. v.)、航空委員ミルヒ (Milch, E.)、プロイセン大蔵省ライヒ特命委員ポピッツ (Popitz, J.)らの意見を調整して、<sup>(2)</sup>緊急計画中のライヒ支出分一億マルクを一億四〇〇〇万マルクに増額し(地方自治体への分配は一〇パーセント減額)、次のように配分した。①国防軍 二五〇〇〇万、②航空委員会 二四〇〇〇万、③郊外小規模植民 二四〇〇〇万、④交通省の運河建設 二一〇〇〇万マルク。ヒトラーもこれを支持し、最終的にこの資金配分が委員会によって認可された。<sup>(3)</sup>このうち、①、②の合計九〇〇〇万マルクが再軍備費流用といわれている。

ナチス・ドイツの雇用創出政策 (下)

さらに、三月一七日の雇用創出委員会では、緊急計画総額が五億マルクから六億マルクに引き上げられ、増額分一億マルクは国防軍のために使用されることになった。<sup>(4)</sup>即ち、緊急計画のうち一億九〇〇〇万マルクが再軍備のために転用されたというのが通説である。<sup>(5)</sup>表10の緊急計画内訳①ーb「その他のライヒの諸措置」(Sonstige Reichsmaßnahmen)一億九〇〇〇万マルクが、金額的にこの流用分と一致しているし、また、ライヒ大蔵省の別史料にも、緊急計画内訳中に「特別諸措置」(Sondermaßnahmen)として、陸海空それぞれ、八九三〇万、三五七〇万、六五〇〇万マルク 計一億九〇〇〇万マルクが計上されている。<sup>(6)</sup>

この流用説に反論を試みたのがヴォルフゾーンである。彼の疑問は二つに要約できる。(1)ヒトラーは再軍備の優先を閣議で指示したが、独裁者の発言はしばしば矛盾する。(2)雇用創出委員会で、合計一億九〇〇〇万マルクの雇用創出資金が再軍備のために転用されることが決定されたのは事実だが、<sup>(7)</sup>実際にこの金額が軍事目的に使用されたのであろうか。まず、彼はヒトラーの発言の矛盾を指摘する。一九三三年二月八日の閣議において、ヒトラーは今後五年間は再軍備を最優先し、雇用創出事業

も再軍備に必要か否かという観点より判断されなければならぬ、と主張したが、七月一四日の閣議に際しては、全ての努力は雇用創出のために集中されなければならず、この旨ナチス党に確定させるよう、総統代理ヘスに指示したのである。このように、政治家、とくに独裁者の言は時と場所によって矛盾することが少なくない。次に、ヴォルフゾーンが雇用創出委員会の決定の反証としてあげているのが、雇用創出問題に関する軍部の史料である。五月一九日、陸軍統帥部国防局において、国防省が関係する雇用創出措置について議論が行なわれた。この史料によると、労働省は各省庁に（第一次）四ヶ年計画の範囲で同省が委託した雇用創出事業の規模を確定するように依頼した。申請される諸計画は一九三六年まで継続されるが、一九三三年については緊急計画が問題となる。これを受けた国防省は、国防省自身が雇用者となる第一計画と、同省以外の中央、地方諸官庁が雇用者となつて、国防的見地から為される第二計画の要請を考慮した。ただし、「直接的かつ純粹な軍備要求はこの計画の下では考えられない……」、とされた。ヴォルフゾーンはこの史料を重視している。

第一のヒトラーの発言の矛盾については、確かにヴォ

ルフゾーンが指摘するように、権力者の発言の引用には慎重を要するし、方法的にも大きな限界がある。ヒトラーの意図と第三帝国の現実の政策とは必ずしも一致するとは限らない。しかし、同様のことは七月一四日の閣議における彼の発言にも妥当するはずである。この時のヒトラーの雇用創出優位の態度が、二月八日の閣議や二度にわたる雇用創出委員会、あるいは他の機会における彼の再軍備優先の姿勢を相対化させる程の史料的な重みをもつとは考えられない。

ヨリ重要なのは第二の国防軍史料の方であろう。雇用創出委員会で決定をみた一億九〇〇〇万マルクの再軍備費流用が、実際に行なわれたか否かを確認するために、軍部の史料に目を向けたヴォルフゾーンの着眼は正しい。この点、これまでの研究史の盲点を突いているとも言えよう。にも拘らず、彼の依拠する史料が定説を覆すような強力なものだとは思えない。同史料の中の「この計画」が緊急計画を指すとしても、これだけで緊急計画からの再軍備費流用を否定することができるだろうか。近代戦では、戦車や大砲を製造するばかりが軍備ではない。私としては、むしろ同史料のいう「直接的かつ純粹な軍備要求」という形容にこだわりを感じる。緊急計画

からの再軍備費流用を国防軍が全く考えていなかったのならば、もっと率直な表現をすればよいのであって、わざわざ「直接的かつ純粹な」とことわっているところに、ある作為さえ感じられる。直接的軍備という概念があるならば、間接的軍備という概念もあると考えるのが自然であろう。

軍備はとりわけ第一次大戦後、軍需物資の生産に限られなくなってきた。軍事的基盤施設（鉄道、土壤強化、通信網、兵營建築）の充実の他、戦争準備に関する民生的軍事分野（ガス施設、防空関係）、経済動員準備（原材料の備蓄、工場施設、エネルギー供給）など、軍備は産業のあらゆる分野を含む可能性をもつに到った。<sup>(15)</sup>これは総力戦を経験した結果として、当然の帰結である。ワイマール共和国時代の秘密再軍備でも、民生領域における軍備の促進が計画されていた。例えば、一九三〇、三一年の第二次軍備計画（Das zweite Rüstungsprogramm）の中にも、五九一二四〇〇〇マルクが民生領域における軍備充実に充てられていた。<sup>(16)</sup>また、国防相グレーナーはブリュニンク首相宛一九三二年四月一三日付書簡で、五年間に一〇億マルクの雇用創出費を軍事目的に支出することを要請した。<sup>(17)</sup>こうした一連の流れをみれば、

ライヒの雇用創出事業のある部分が国防目的をもって行なわれたとしても不思議はないし、多数の土木建築工事を含む雇用創出計画は、政權誕生直後でまだしばらくの間は、表立つ再軍備には外交的配慮を払わなければならなかったナチス政府にとって、都合のよいカムフラージュになったであろうことは想像に難くない。しかも、共和国期以来、再軍備の中心機関であった国防局、兵器局<sup>(18)</sup>は軍部の中では、雇用創出問題の所管部局でもあったのである。

陸軍兵器局は一九三三年五月二六日、先に開かれた五月一九日の国防局会議に関連して、具体的な雇用創出計画を立案した。その内容の一部が表35である。全計画はA・I・II、B、Cの三部から構成される。Aは所管が兵器局に属するもので、Iが国防省を雇用者とするもの、IIがそれ以外の官公庁を雇用者とするものである。Bは所管が兵器局以外の軍部諸組織に属するもの、Cは兵器局が「戦時経済の動員」<sup>(19)</sup>を目的として経済省に提出するものである。続いて五月三十一日、雇用創出措置に関する首脳会議で国防省は、（第一次）四ヶ年計画において国防目的に利用すべき雇用創出計画を表36のようにまとめた。これによると、一九三三—一九三六年の間に国防省

表39 陸軍兵器局による雇用創出計画 (1,000マルク)

A : 第一部						
雇用創出諸措置	見 積 り 経 費				合計	雇用者
	1933	1934	1935	1936		
①陸軍関係地域の道路建設	225.5	195.0	185.0	140.0	745.5	国防省
②陸軍関係地域の引込線	575.0	375.0			950.0	国防省
③陸軍関係地域における陸軍諸設備(通信網,兵器庫などの拡大)	1,501.0	1,545.0	600.0	600.0	4,246.0	
クメルスドルフにおける転車台の建設					25.0	国防省
④陸軍関係地域の土地改良	91.25	131.25	60.0	60.0	342.5	国防省
A : 第二部						
⑤軍需工場につながる道路建設						地方自治体
⑥軍需工場につながる引込線						国鉄
⑦国立技術研究所, 作業場の設置						郵政, 交通, 内務省など
⑧鉄道車両の製造 (6台)						
擬装上不都合の鉄道設備にかわる施設	264.0				264.0	国鉄
⑨官公庁の備蓄集積所の拡大						郵政, 交通, 内務省など
B						
					見積り経費	所 管
①ガス実験訓練所の設置					4,500.0	軍務局
②橋梁組立の準備 (戦略上, 経済上重要な道路, 鉄道, 橋が破壊された場合の代用)						軍務局
③国防省のための待避線の準備						軍務局
④軍備上重要な企業に対する防空網の拡張						国防局
C						
①国鉄, ガス, 水道, 電気工場に1,000万トンの石炭を貯蔵すること						
②ガソリン生産のための設備改良 (ライヒ電力工場, プロイセン電力株式会社による)						
③アルミニウム電解システムの拡張, アルミナ工場設備の拡張 (合同アルミニウム製作所株式会社による)						
④アルミニウム工場の移転						
⑤個々の電気工場が操業中止になった場合にライヒ電力工場, プロイセン電力株式会社, 他の電力供給公社による電力供給保全のための配電網の補充						

史  
学  
第五十七卷  
第二号

一三四  
(二九二)

表60 第一次四ヶ年計画の軍事的雇用創出計画

ナチス・ドイツの雇用創出政策 (F)

A : 見積り経費 (100万マルク)

雇 用 者	1933	1934	1935	1936	計
I 国 防 省	58.1	83.1	64.8	44.0	250.0
II 他 の 省 庁					
労 働 省	22.3	22.1	22.0	10.2	76.6
内 務 省	5.4	5.0	5.0	5.0	20.4
郵 便 省	2.8	1.9	0.9	0.2	5.8
国 鉄 省	13.5	13.0	12.5	2.3	41.3
大 蔵 省	0.7	0.5	0.3		1.5
交 通 省	5.5	6.2	4.7	4.5	20.9
そ の 他	2.0	2.0	2.0	3.0	9.0
					425.5

B : 計画内容と資金配分 (100万マルク)

I 国 防 省		II 国 防 省 外	
①展 望 塔	8.0	①鉄道建設 (国鉄)	30.0
②土 壤 強 化	80.0	②橋梁建設, ガス防毒等 (内務省, ラント, 市町村)	20.4
③通 信 網	16.2	③土壌強化 (労働省)	1.4
④道路, 演習場建設	38.3	④ガソリン生産, 除雪車, 貨物専用ホーム建設, 自動車交通ライン (労働省)	70.0
⑤弾薬集積場, 引込線の拡張	45.7	⑤住宅 (労働省)	5.5
⑥海 軍	60.0	⑥通信網 (ライヒ郵便)	4.8
	248.2	⑦その他	9.0
		海 軍	
		⑧鉄道建設, 車両製造 (国鉄)	11.3
		⑨ドック改修, ドイツ製作所キール (大蔵省)	1.5
		⑩通信網 (ライヒ郵便)	1.0
		⑪河川工事 (運輸省)	20.9
			175.8

Geyer, M., „Das Zweite Rüstungsprogramm“, in: MGM 1975-1, S. 157f., S. 172.

を雇用者として二億五〇〇〇万マルク、他の省庁を雇用者として一億七五五〇万マルク、計四億二五五〇万マルクが、民生領域における軍備の拡充に支出されることを期待されていた。

表35、36 Bから明らかなように、これらの雇用創出資金からの転用分は広い意味での軍事的基盤施設の充実に向けられていた。直接的、間接的という言葉でいえば、これらは間接的軍事支出と言って差し支えないであろう。国防軍は直接的再軍備のために雇用創出資金を流用することは考慮していなかったとしても、このような間接的な再軍備のために利用することは躊躇しなかったと思われる。そして、この種の流用は緊急計画に限られるものではない。第一次ラインハルト計画(表11)のドイツ公共事業会社金融分①―b「その他のライヒの諸措置」四一九〇万マルクも再軍備に流用された<sup>(21)</sup>。また、職のない同胞を「物質的困窮と精神的圧迫」から救うための寄金であり、国民社会主義によって導入される冬期救済事業と連動させ「恒常的救済必要者」のために使われるはずの「国民労働振興寄金」(第一次失業減少法第三部)の中にも、軍事目的に用いられたと思われるものが少なくない。

大蔵省文書に基づくヴォルフゾーンによれば、一九三五年一月三十一日までに、同寄金から一億一四三八九五〇〇マルクが支出されたが、このうち軍事目的に使用されたと思われるものは一二項目合計八七八〇二六一一マルク(表37)即ち、この時点での同寄金の支出の七六・八パーセントに達する<sup>(23)</sup>。この中には、軍事目的に分類するのは強引すぎる項目もあるが、明らかに軍事目的に係るものも含まれている。また、一九三三年七月八日、国防大臣は労働大臣に対して「寄金」から国防軍の間接的、諸目的(傍点筆者)<sup>(24)</sup>のために一三五〇万マルクの支出を要請した。この資金は交通の不便な地域の鉄道建設に使用され、雇用者は国鉄、作業は国防省との合意に従うものとされた<sup>(25)</sup>。一〇月六日には、大蔵大臣が労働大臣に対して、「寄金」の資金配分について表38のように提案した。表37の諸項目と重なる部分もあるが、この中で最も注目すべきは航空関係諸目的三七〇〇万マルクである。

このように、雇用創出資金の一部が軍事目的に使用されたことは疑いないが、最近では、大島通義氏の原史料に基づく研究によって、その使途内容の解明もすすんでいる。第一次ラインハルト計画中の「その他のライヒの諸措置」四一九〇万マルクのうち、一九〇九万マルクは

表67 国民労働振興寄金のうち再軍備流用の疑いのある企画  
(1935年10月31日現在) マルク

①	ドイツ製作所キール株式会社	2,515,000
②	東プロイセンの飛行場	1,585,000
③	鉱油ボーリング	4,808,385
④	諸金属試掘	1,030,626
⑤	オーバーシュレジエン合同精錬所株式会社	660,044
⑥	防空装置	22,328,894
⑦	資力のない SA, SS 隊員への衣料支給	35,000,000
⑧	警察官宿泊所の建築	7,794,974
⑨	浮きドック	2,000,000
⑩	ブランデンブルク州の飛行場	565,000
⑪	国民政策的種類の経済諸措置	8,521,765
⑫	公共の防空広場	992,923
		87,802,611

Wolffsohn, „Arbeitsbeschaffung und Rüstung im nationalsozialistischen Deutschland: 1933“, in: MGM 1977-2, S.15.

表68 国民労働振興寄金の資金配分に関する大蔵大臣の提案  
(1933年10月) (100万マルク)

①	航空関係諸目的	37
②	ライヒ郵便事業計画に基づく諸措置	5.850
③	マクシミリアネウム (ミュンヘン) の補修	0.3
④	ガス遠隔供給 (ルール地域)	25
⑤	ライヒ運河行政のための浮遊装置	1
⑥	交通の不便な地域の鉄道建設	3.5
⑦	ドイツ製作所キール株式会社の経営設備補充	2.250
⑧	キール・ガールデンの主工場とキール・フリードリヒス ホルトの副工場との鉄道連結	0.3
⑨	警察官宿泊所の建築	10
⑩	浮きドック建設	2.0
		87.2

BA, Koblenz, R 2/18718.

空軍に、二二六二万マルクはライヒ防衛措置の一環として、国鉄、郵便などに割り当てられた。「寄金」からは一九三三年度中に七五九〇万マルクが軍事目的に支出されたが、このうち、陸軍Ⅱ一六五〇万、海軍Ⅱ一三二〇万、空軍Ⅱ三七〇〇万、残る九三〇万マルクは国鉄、郵便などによるライヒ防衛措置事業に分配された。また、緊急計画からの流用分のうち陸軍に割り当てられた八九三〇万マルクは、二六〇六万マルクが宿営費に、一四三三万マルクが被服費に、四八八五万マルクが兵器、弾薬の購入に充てられた。<sup>(26)</sup>一方、海軍に分配された三五七〇万マルクは補給船建造のために使用された。<sup>(27)</sup>大島氏の試算によれば、一九三三—一九三六年に雇用創出費から軍備に流用された資金は、陸海空三軍とライヒ防衛措置合計二億四〇六〇万マルクになる。<sup>(28)</sup>これは雇用創出費全体からみれば小さな割合ではあるが、無視することができざる程の小額ではない。とくに流用分の二分ノ一に当たる一億三八九〇万マルクは、一九三三年度に支出されたことは着目に値するであろう。

## 註

(1) この問題を最も早く取り上げたザウアー以下、リー

ス、ペッツィナ、フィッシャーなどがその代表である。彼らの研究の共通点は、史料的根拠が閣議や委員会決定、即ち権力者の意図表明に限られていることである。Sauer, a. a. O., S. 799.; Ries, a. a. O., S. 28.; Petzina, „Hauptprobleme“, S. 44 f. フィッシャー『ヴァイマルからナチズムへ』、九六—九七頁。

(2) 雇用創出委員会ではシュライヒャー内閣時から、雇用創出政策をライヒ中心で行なおうとするクロジクの路線と地方中心に行なおうとするゲーレケの路線が対立していたが、ナチス政府になってからは、国防相が同委員会に加わり、またヒトラーがクロジク、ブロンベルクの側に立ったため、ゲーレケの相対的地位は低下していた(後藤「ナチ雇用創出政策と再軍備問題」、八四頁以下。シュライヒャー内閣時代の雇用創出委員会の議論は、Vermerk über eine Sitzung des Ausschusses der Reichsregierung für Arbeitsbeschaffung am 19. 12., 21. 12. 1932, 5. 1., 24. 1. 1933, in: BA, Koblenz, R 43 II/540.)。

(3) Niederschrift über eine Sitzung des Ausschusses der Reichsregierung für Arbeitsbeschaffung am 9. 2. 1933, in: BA, Koblenz, R 43 II/540.

(4) Vermerk über eine Sitzung des Ausschusses der Reichsregierung für Arbeitsbeschaffung am 17. 3. 1933, in: BA, Koblenz, R 43 II/540.

- (15) 註(一) 参照。
- (16) „Übersicht über die Verteilung der Arbeitsbeschaffungsmittel auf die geförderten Maßnahmen und die Kreditanstalten“, in: BA, Koblenz, R 2/18412.
- (17) Wolffsohn, „Arbeitsbeschaffung und Rüstung“, in: *MGM* 1977-2, S.10-12.
- (18) Niederschrift über die Ministerbesprechung am 8. 2.1933, in: BA, Koblenz, R 43 I/1459.
- (19) Niederschrift über die Sitzung des Reichsministeriums am 14.7.1933, in: BA, Koblenz, R 43 I/1464.
- (20) Aktennotiz über Besprechung beim Wehramt am 19.5.1933, in: BAMA, Freiburg, RH 8/V. 1004.
- (21) 原文は、„Unmittelbare reine Rüstungs-Forderungen rechnen nicht unter dieses Programm……“, in: Ebenda.
- (22) Wolffsohn, „Arbeitsbeschaffung und Rüstung“ S. 12.; Ders. *Industrie und Handwerk*, S. 112.
- (23) Sauer, u. a., *a. a. O.*, S. 747 ff.
- (24) 大蔵氏は unter dieses Programm を因々申請する費用の処理については(大蔵「第三帝国における軍事費の形状金繰」六三頁)。
- (25) Geyer, M., „Das Zweite Rüstungsprogramm (1930-1934)“, in: *MGM* 1975-1, S. 134f.
- (26) *A. a. O.*, S. 142f.
- (27) *A. a. O.*, S. 153.
- (28) *A. a. O.*, S. 127.
- (29) Nr. 640/33 g. Kdos. Wi I, in: BAMA, Freiburg, RH 8/V. 1004.
- (30) 大島氏はこの要求金額を第一次四ヶ年計画ではなく、第一次ラインハルト計画の枠内と理解してゐる(大島「第三帝国における軍事費の形状金繰」六五頁)。
- (31) 大蔵「第三帝国における軍事費の形状金繰」六五頁。
- (32) Stelzner, *a. a. O.*, S. 82.
- (33) Wolffsohn, „Arbeitsbeschaffung und Rüstung“, S. 15.
- (34) 原文は、„Für mittelbare Zwecke der Wehrmacht……“, in: BA, Koblenz, R 2/18718.
- (35) Der Reichswehrminister Nr. 633/33 Wehramt III 8.7.1933, in: BA, Koblenz, R 2/18718.
- (36) 大蔵「第三帝国における軍事費の形状金繰」六五頁。原文は、„Sondermaßnahmen des Reichs-Kontingents-, Darlehens- und Auszahlungsstatus der Spezialmaßnahmen“, bearb. v. Öffa, vom Dez. 1933 bis Sept. 1936, in: BA, Koblenz, R 2/18656.; D. R. d. F., Ar 4024 f (10)-51 I, betr. Verteilung des Aufkommens an Spenden zur Förderung der nationalen Arbeit, 6.10.1933, Haushaltsabteilung(Marine), B Nr. EI 1461 II Ang., an Wehramt, 17.11.1933,

in: BAMA, Freiburg, RH 15/21.; Schreiben an AHA, Nr. 1923/36 g. Kdos. Wa B Stab IV, betr. Haushalt VIII AÖ, 11.6.1936, Öffa an Reichskriegsminister, betr. Arbeitsbeschaffungsprogramm 1933-Reichsmaßnahmen 24.7.1936, in BAMA, Freiburg, RH 15/30. これらの史料については、大島先生に閲覧をせていただき、御教示を受けた。ここに記して御礼申し上げます。

(27) 大島「第三帝国における軍事費の手形金融」、六七頁。

Thiele, „Die Entwicklung des Marinehaushalts von 1930 bis 1939“, in: *IMT*, Vol. 35, S. 590 f.

(28) 大島「第三帝国における軍事費の手形金融」、六六頁、

雇用創出費の再軍備費流用  
(100万マルク会計年)

	1933	1934	1935	1936
陸軍	50.1	35.0	4.0	0.2
海軍	32.8	2.9		
空軍	53.0	23.8	5.2	2.1
ライヒ防衛措置	3.0	17.2	10.7	0.6
	138.9	78.9	19.9	2.9
			合計	240.6

左表。この金額は一九三六年までの目的別雇用創出支出(表7)の「その他のライヒの諸措置」小計とはほぼ一致する。

## VI 結語・雇用創出期の特定?

これまで述べたように、ナチス政府の雇用創出政策においては、ライヒ公共事業に典型的にみられるのだが、労働集約性が経済合理性、収益性に優先するとともに、追加雇用(経済外雇用創出)の果たした役割が大きい。それ故、一九三三年の雇用創出実績(正確には失業者減少実績)は同年の景気の回復度を上回ったのである。従って、もしも雇用創出政策を購買力創出、有効需要水準引上げ、投資乗数効果などに結びつく経済政策、景気政策と定義するならば、私は平時ナチス経済にあえて雇用創出期を特定することに積極的意義を見出すことができ(1)ない。しかも、雇用創出費の一部が再軍備に流用されるや益々もって然りである。世界貿易の停滞情況下に、ドイツの輸出も不振を続けており、このような雇用創出政策は経済的にはやがて限界に達するはずである(1)。

しかしながら、雇用創出政策を社会政策の一環としてヨリ広義に理解するならば、私も一九三三年あるいは一

九三三、三四年を雇用創出期とみなすことに吝ではない。政権一年目にして、ともかくも二〇〇万人の失業者を就業させたという実績は、ナチス政権になってから失業が目立って減ったという実感を大衆に懐かせたであらうし、それは成立したばかりの政権の威信を高めるために貢献したと思われる。シュヴァイツァー(Schweitzer, A.)の言を借用すれば、ナチスの雇用創出政策は労働大衆の国民へのインテグラツィオンを促したと言えるであらう。

註

(1) 私は現実にはこの限界は、再軍備による軍需景気によって吸収されてしまったと考えている。

ドイツの貿易(100万マルク)

	輸 入	輸 出
1929	13,447	13,483
1930	10,393	12,036
1931	6,727	9,599
1932	4,667	5,739
1933	4,204	4,871
1934	4,451	4,167
1935	4,159	4,270
1936	4,218	4,768

Stat. Jb. f. d. dt. R., 1938, S. 254.

世界貿易(100万マルク)

	輸 入	輸 出
1929	147,854	136,213
1932	57,816	52,073
1936	54,525	51,306

Stat. Hb. v. Dt., S. 456.

(2) Wolffsohn, *Industrie und Handwerk*, S. 118.

ナチス・ドイツの雇用創出政策 (下)